平成２３年（フ）第１２９５号
名古屋市中村区並木１丁目26番地　シャンポールナミキ605号
債務者　川島　　力
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８号
京都府京丹後市網野町高橋１番地の３
債務者　三野　琢巳
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第３５号
京都府京丹後市丹後町中浜594番地
債務者　古木　直美
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第３６号
京都府京丹後市網野町浅茂川456番地の１
債務者　前田　和男
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２３５号
香川県さぬき市志度1421番地91　オガタマンション202
債務者　木村　涼子（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２７７号
香川県さぬき市鴨部2030番地11
債務者　近藤　耕一
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３５号
大分県玖珠郡玖珠町大字岩室767番地　町営十五駄改良住宅４棟７号
債務者　松山登志枝
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第５４号
福岡県大牟田市大字歴木451番地１　サンシャイン三池101号
債務者　井上美代子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第５５号
福岡県大牟田市新勝立町２丁目１番地１　勝立市営住宅　６棟22号
債務者　後藤　嘉代
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第５４号
北海道苫小牧市新開町１丁目14番22号　ＲＥＭＡＧＥ　D201号
債務者　阿部　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２４号
北海道苫小牧市日吉町３丁目９番18号　クリスタルハーモニー30　102号
債務者　薩佐　有希（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１３２号
北海道苫小牧市日新町４丁目７番21号　アティック日新106号、申立時の住所北海道苫小牧市澄川町５丁目32番２号
債務者　高橋　義信
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１３５号
北海道苫小牧市日新町４丁目10番10号　フローラ日新101号
債務者　大戸　　希（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３９２号
千葉県松戸市中和倉185番地　グリーンハイツオンダＡ－３号
債務者　鳥渕　剛史（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４７１号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地16棟203号
債務者　塚本　孝子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４７５号
千葉県松戸市常盤平３丁目１番地の１　市街地住宅603号
債務者　田方　慶子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４８６号
千葉県松戸市常盤平７丁目３番地　常盤平公団住宅２街区12棟304号
債務者　藤代　　稔
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部